

## カンボジア（第2階層 Tier 2）

カンボジアは人身売買される人々の送出国であり受入れ国でもある。女性と少女が商業的性的搾取の目的でタイ、マレーシアに売り渡されている。カンボジア人男性が職を求めてタイに入国して漁業、建設、農業で強制労働という状況下におかれている。また成人女性及び少女が、家事使用人として労働搾取の目的でタイへ売り渡され、また中には売春を強要されている者もいる。インド、韓国およびマレーシアから戻ってきたカンボジア人男性によれば、強制労働や債務労働をさせられていたという。子どもはタイやベトナムに物乞いをしたり路上でキャンディーや花を売ったり靴磨きをしたりして働くために売られている。国際結婚斡旋によって台湾に渡ったカンボジア女性が売春の目的で売買される例も多々ある。ベトナム人を含む女性および子どもの性的搾取目的の人身売買は、地方からブノンペン、シェムリアップおよびシアヌークヴィルという都市部へというルートでカンボジア国内でも起こっている。カンボジアは売春させるために売買されたベトナム人女性および子どもの受入れ国である。またカンボジアは子ども買春目的の外国人観光客の目的地でもある。アジア人の男性が幼年の処女との性交のためにカンボジアに旅行しているとの報告が増えている。

カンボジアは人身取引を削減するための最低限の基準を完全には満たしていない。しかし、同国はそのために著しい努力をしている。政府が人身取引を撲滅するために昨年より多くの取り組みを行ったため、2004年以来初めて第2階層（Tier 2）にランクされた。政府は、人身取引対策への官庁間の調整および市民社会との協力を改善するために、人身取引犯および共犯者の役人に対する検挙件数を増やし、防止活動を行った。2008年2月カンボジアは新法である人身取引・商業的性的搾取取締法（Law on the Suppression of Human Trafficking and Commercial Sexual Exploitation）を公布し即時施行した。本法によって、法執行官はあらゆる形態の人身取引を捜査する権限をもち、人身取引犯を訴追し有罪とし厳罰を科すことができるようになった。ある政府高官は、人身取引から利益を得たり共謀したりする公務員は、断じて許さないと公言した。

**カンボジアに対する勧告：**包括的な人身取引取締法の執行を引き続きおこなうこと、新法について法執行官および公務員に対し研修をすること、訴追、有罪判決および処罰件数を特に首都以外において大幅に改善すること、人身取引共犯者である公務員を検挙し有罪とし処罰するようより努めること、詐欺の募集方法により労働者を売買したとして労働者斡旋業者に刑事罰を科すこと、官庁間の協力および市民社会との協調の強化を続けること、国家タスクフォースの指示のもと地方のワーキンググループのために具体的な基準を設定すること、セックスツーリストおよび子どもに対する商業的性的搾取に関与する者を訴追するようさらに努力すること。

## 訴追

昨年、カンボジア政府は、人身取引を撲滅すべく法執行の努力を続けた。2008年2月カンボジアの新しい法律、人身取引・商業的性的搾取取締法が公布され施行された。この包括的な法律は、債務労働を含むあらゆる形態の人身取引を犯罪として、これらの犯罪に対し、強かんなど他の重大犯罪に対する罰に匹敵する十分に厳しい刑罰を規定している。資金が限られているため、政府は、検挙に関して信頼できる統計をまだ備えていない。内務省は、2007年4月から2008年3月までに53件の人身取引事件の告訴を受理し、うち35件は性的搾取事件で被害者は60人、11件は労働搾取事件で被害者は106人と報告した。警察は43件について捜査し、内務省の報告によれば当該期間中に65人が逮捕された。プノンペン市裁判所は52人を人身取引罪で有罪とした。内務省の人身取引取締・少年保護局は65人の犯罪者が関与し、8つの有罪判決となった52件を報告した。NGOは、就労のため合法にマレーシアに入国したカンボジア人移民が意思に反して奴隷状態におかれていた事件を含む19件の労働搾取の人身取引事件を報告した。しかしこのような場合、通常カンボジアの労働者斡旋業者が補償金を払い、刑事犯として訴追されない。労働者斡旋業者が移民労働者を人身取引したことで有責となったり訴追されたりしたケースはない。2008年2月フン・セン首相が商務省に対して、結婚斡旋は人身取引の一形態であるとし、結婚斡旋業に対する事業許可を取り消すよう命じた。カンボジアで汚職は蔓延している。警察や法執行官を含む、公務員のなかに人身取引に関与している者がいると広く信じられている。政府上官は汚職を断じて許さないという警告を送るという重要な動きのなかで、チャイファ II という売春宿に対する捜査の結果、人身取引に関連した汚職のために、控訴裁判所長官が解任された。その捜査の結果、さらに当該控訴裁判所のほかの3人の裁判官と検事が懲戒処分を受けた。内務省の人身取引取締・少年保護局は2006年プノンペン市裁判所によって人身取引関連の汚職で有罪とされ7年の禁固刑を宣告された2人の警察官を転任させた。反汚職にかんするこれらの努力は称賛されるべきものであるが、人身取引に関与した公務員は、単に行政上の罰ではなく最終的には禁固刑に処されるべきである。

## 保護

カンボジアは、NGOや国際機関にその任を頼みながら、人身取引の被害者に対して保護を提供する努力を改善した。被害者は、人身取引された結果として行った行為について犯罪者として扱われたり懲罰を科されたりすることはない。法執行官および入管係官は、脆弱なグループの中から被害者を判別し、州および特別市の社会福祉局に送るよう正式な手続きをおこなった。外国人被害者は、送還されるまでの間、法的サービス、教育やカウンセリングサービスを提供するシェルターに一時的に滞在することができる。けれども、外国語能力の欠如のため、外国人被害者に対して万全のサービスを提供できるシェルターの数は限られている。被害者は、警察から人身取引犯の捜査や訴追に参加するようはたらきか

けられるが、犯人からの報復を恐れるあまり証言をすることができない。被害者は人身取引犯に対し民事裁判で訴えることもできる。犯人はしばしば、被害者やその家族に対して金を払い、法執行機関や NGO への協力を止めるようにしむける。社会福祉・退役軍人・少年更生省は、ポイペトにある IOM が運営するトランジットセンターにスタッフを送っている。そこではタイから送還されてきた被害者にたいする初期調査、家族追跡および再統合支援を行っている。2007 年にはタイに人身取引された 160 人の被害者が IOM、社会福祉・退役軍人・少年更生省および NGO によって判明し、トランジットセンターに送られた。社会福祉・退役軍人・少年更生省の報告によれば、性的搾取の人身取引被害者 188 人が地方の警察から送られた。また内務省によれば 2007 年に 158 人の被害者が救出された。2007 年 12 月、法・司法改革評議会が、人身取引に関して、そして州ベースのその他の社会的法的サービスに関して法律扶助サービスダイレクトリーを発行した。

## 防止

カンボジア政府は人身取引防止のため、堅固な努力を見せた。2007 年 4 月政府は、11 の省、3 つの政府機関および 200 以上の国際および国内の NGO からなる国家タスクフォース (NTF) を設置した。NTF は副首相および内務大臣を議長とするハイレベルワーキンググループとして知られる監督メカニズムをもつ。このイニシアチブは、政府が初めて各省庁及び各機関を横断し、さらに市民社会を公式に含めて協働で人身取引の取締りの努力を始めたことを意味する。9 月には特別市および州が、知事および副知事らによってそれぞれの人身取引取締ワーキンググループを形成し始めた。州のワーキンググループは週二回 NTF に対して活動報告をすることになっている。市民社会と協力して、NTF はカンボジアの価値観および文化的伝統をとりこんだ積極的なメッセージを使い、人身取引に対する行動をとるよう国民を啓発する全国レベルの人身取引取締キャンペーンを開始した。キャンペーンは、人身取引撤廃は国家の優先事項であり、カンボジア国内の 5 つの州において公開フォーラムを通じて人身取引に関する国民の対話を開始した。カンボジア当局は 12 人の外国人を子どもへの性暴力の容疑で逮捕し（うち米国人 2 人、オーストラリア人 1 人、ドイツ人 2 人、イタリア人 1 人、英国人 1 人、ロシア人 2 人、シンガポール人 3 人）、訴追した。8 人が有罪となり 10 年から 28 年の禁固刑の宣告をうけた。10 月にはシアヌークヴィル警察が金持ちのロシア人をプノンペンから人身売買されてきた少女に性的虐待を加えた容疑で逮捕された。2008 年 3 月プノンペン裁判所は被告人を有罪として 13 年の禁固刑を宣告した。カンボジア政府は、米国の PROTECT 法にもとづく米国における訴追のために、米国人を米国へ強制退去させた。性産業に対する需要を減らすための努力として、観光省は NGO と協力して、子どもの買春ツアーに関与することに対する刑罰を警告するパンフレットを作成・配布したり、観光案内書のなかに広報を掲載したりした。観光省は、人身取引や旅行者による子どもの商業的性的搾取のケースをどう判別し介入するかについて接待業のオーナーや従業員に対し、いくつかのワークショップを開催した。また観光省は子ども安全プ

プログラムを支援した。このプログラムは、主要な観光中心地であるプノンペン、シェリムアップおよびシアヌークヴィルにおいて危険にさらされている子どもたちを保護するためのネットワークを築いている。

訳：(特活) 国際子ども権利センター・ボランティア